別紙１

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後（新）	改正前（旧）
（前略） 記 第１　（略） 第２　水質異常時の対応について １～３　（略） ４　新基準省令の表中１の項から 32 の項までの上欄に掲げる事項のうち上記２及び３に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添３に従い所要の対応を図るべきであること。 ５　新基準省令の表中 33 の項から 52 の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせることにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添３に従い所要の対応を図るべきであること。 第３　水質管理目標設定項目に係る留意事項について	（前略） 記 １　（略） 第２　水質異常時の対応について １～３　（略） ４　新基準省令の表中１の項から 31 の項までの上欄に掲げる事項のうち上記２及び３に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添３に従い所要の対応を図るべきであること。 ５　新基準省令の表中 32 の項から 51 の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせることにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添３に従い所要の対応を図るべきであること。 第３　水質管理目標設定項目に係る留意事項について

1　基本的考え方

(1)　(略)

(2) なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。

イ　水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目

アンチモン及びその化合物、フタル酸ジ(２―エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、１，１，１―トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(ＴＯＮ)、蒸発残留物、濁度、pH 値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌

ロ～ホ　(略)

２　(略)

第４　(略)

別添１

番号	項　目　名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
−、1、2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	カドミウム及びその化合物	(略)	(略)	(略)	注4の通り
4	水銀及びその	(略)	(略)	(略)	

1　基本的考え方

(1)　(略)

(2) なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。

イ　水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目

アンチモン及びその化合物、フタル酸ジ(２―エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、１，１，１―トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(ＴＯＮ)、蒸発残留物、濁度、pH 値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌、ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）

ロ～ホ　(略)

２　(略)

第４　(略)

別添１

番号	項　目　名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
−、1、2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	カドミウム及びその化合物	(略)	(略)	(略)	注3の通り
4	水銀及びその	(略)	(略)	(略)	

	化合物				
5	セレン及びその化合物	（略）	（略）	（略）	
6	鉛及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注５の通り
7	ヒ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注４の通り
8	六価クロム化合物	（略）	（略）	（略）	注５の通り
９～11	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
12	フッ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注４の通り
13	ホウ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注４の通り。（海水を原水とする場合不可。）
14～19	（略）	（略）	（略）	（略）	注６の通り
20	ペルフルオロ（オクタン―	一定の場合可[注1]	概ね３月に１回以	注３の通り	注７の通り

	化合物				
5	セレン及びその化合物	（略）	（略）	（略）	
6	鉛及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注４の通り
7	ヒ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注３の通り
8	六価クロム化合物	（略）	（略）	（略）	注４の通り
９～11	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
12	フッ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注３の通り
13	ホウ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注３の通り。（海水を原水とする場合不可。）
14～19	（略）	（略）	（略）	（略）	当該事項についての過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
（新設）					

	１―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）		上								
21	ベンゼン	（略）	（略）	（略）	注６の通り	20	ベンゼン	（略）	（略）	（略）	当該事項についての過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
22～26	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	21～25	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
27	臭素酸	（略）	（略）	（略）	注４の通り。（浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。）	26	臭素酸	（略）	（略）	（略）	注３の通り。（浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。）
28～32	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	27～31	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
33～36	（略）	（略）	（略）	（略）	注５の通り	32～35	（略）	（略）	（略）	（略）	注４の通り
37、38	（略）	（略）	（略）	（略）	注４の通り	36、37	（略）	（略）	（略）	（略）	注３の通り
39	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	38	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
40～42	（略）	（略）	（略）	（略）	注４の通り	39～41	（略）	（略）	（略）	（略）	注３の通り

43、44	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
45、46	（略）	（略）	（略）	（略）	注４の通り
47～52	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注１、注２　（略）

注３　簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね６か月に１回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね１年に１回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去３年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の１以下であるときは、概ね３年に１回以上とすることができる。ただし、過去１年間における当該事項についての検査結果が基準値の５分の１を超えた場合は、概ね３か月に１回以上とする。

注４、注５　（略）

注６　当該事項についての過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注７　水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用水供給事業者等の検査結果が基準値の５分の１以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去１年間における当該事項についての検査結果が基準値の５分の１を超えた場合は、概ね３か月に１回以上とする。

42、43	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
44、45	（略）	（略）	（略）	（略）	注３の通り
46～51	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注１、注２　（略）

注３、注４　（略）

別添３ 水質異常時の対応について 水質異常時の対応については、以下によるものとする。 １　新基準省令の表中１の項から32の項までの上欄に掲げる事項 (1)～(3)　(略) ２　新基準省令の表中33の項から52の項までの上欄に掲げる事項	別添３ 水質異常時の対応について 水質異常時の対応については、以下によるものとする。 １　新基準省令の表中１の項から31の項までの上欄に掲げる事項 (1)～(3)　(略) ２　新基準省令の表中32の項から51の項までの上欄に掲げる事項
別添４ 水質管理目標設定項目の検査方法 (平成15年10月10日付け健水発第1010001号) (最終改正　令和７年６月30日) 環境省水・大気環境局 環境管理課	別添４ 水質管理目標設定項目の検査方法 (平成15年10月10日付け健水発第1010001号) (最終改正　令和７年３月26日) 環境省水・大気環境局 環境管理課
― 目 次 ― 目標１～30　(略) 目標31　削除	― 目 次 ― 目標１～30　(略) 目標 31　ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）
目標１～30　(略) 目標 31　(削除)	目標１～30　(略) 目標 31　ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）

	固相抽出―液体クロマトグラフ―質量分析法 　ここで対象とする項目はＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びペルフルオロヘキサンスルホン酸（ＰＦＨｘＳ）である。 １　試薬 (1)～(5)　　(略) (6)　有機フッ素化合物標準原液 　　ＰＦＯＳ10mg、ＰＦＯＡ10mg 及びＰＦＨｘＳ10mg を別々のメスフラスコに採り、それぞれをメチルアルコールで 200ml としたもの 　　ただし、直鎖ＰＦＯＳ、直鎖ＰＦＯＡ及び直鎖ＰＦＨｘＳを主成分とする標準品を用いること。 　　これらの溶液１mL は、直鎖ＰＦＯＳ、直鎖ＰＦＯＡ及び直鎖ＰＦＨｘＳをそれぞれ 0.05mg 含む。 　　これらの溶液は、冷凍保存する。 (7)　内部標準原液 　　13C―ＰＦＯＳ10mg、13C―ＰＦＯＡ10mg 及び 13C―ＰＦＨｘＳ若しくは 18O―ＰＦＨｘＳ10mg を別々のメスフラスコに採り、それぞれをメチルアルコールで 200ml としたもの 　　ただし、直鎖 13C―ＰＦＯＳ、直鎖 13C―ＰＦＯＡ及び直鎖 13C―ＰＦＨｘＳ若しくは直鎖 18O―ＰＦＨｘＳを主成分とする標準品を用いること。 　　これらの溶液１ml は、直鎖 13C―ＰＦＯＳ、直鎖 13C―ＰＦＯＡ及び直鎖 13C―ＰＦＨｘＳ若しくは直鎖 18O―ＰＦＨｘＳをそれぞれ 0.05mg 含む。 　　これらの溶液は、冷凍保存する。 (8)　有機フッ素化合物混合標準液 　　ＰＦＯＳ標準原液、ＰＦＯＡ標準原液及びＰＦＨｘＳ標準原液を等量ずつメスフラスコに採り、メチルアルコールで 500 倍に薄めたもの

	これらの溶液１ml は、直鎖ＰＦＯＳ、直鎖ＰＦＯＡ及び直鎖ＰＦＨｘＳをそれぞれ 0.0001mg 含む。 この溶液は、使用の都度調製する。 (9)　混合内部標準液 13C―ＰＦＯＳ内部標準原液、13C―ＰＦＯＡ内部標準原液及び 13C―ＰＦＨｘＳ若しくは 18O―ＰＦＨｘＳ内部標準原液を等量ずつメスフラスコに採り、メチルアルコールで 500 倍に薄めたもの この溶液１ml は、直鎖 13C―ＰＦＯＳ、直鎖 13C―ＰＦＯＡ及び直鎖 13C―ＰＦＨｘＳ若しくは直鎖 18O―ＰＦＨｘＳをそれぞれ 0.0001mg 含む。 この溶液は、使用の都度調製する。 ２～３　（略） ４　試験操作 (1)　（略） (2)　分析 上記(1)で得られた試験溶液の一定量を液体クロマトグラフ―質量分析計に注入し、表１に示すそれぞれの対象物質と内部標準物質のモニターイオンのピーク面積の比を求め、下記５により作成した検量線から試験溶液中のそれぞれの対象物質の濃度を求め、検水中のそれぞれの対象物質の濃度を算定する。 なお、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳはそれぞれ直鎖と分岐鎖の異性体のピーク面積を合わせて濃度を算定する。また、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについては、それぞれの濃度を合計する。 ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳはいずれも酸（C8HＦ17ＳO3、C8HＦ15O2 及びC6HＦ13ＳO3）としての濃度を求める。 表１　モニターイオンの例

検出器 対象物質	別表第 17 の２の２(4)エ①に該当する検出器	別表第17の２の２(4)エ②に該当する検出器		
	モニターイオン（m／z）	プリカーサイオン（m／z）	プロダクトイオン（定量イオン）※１（m／z）	プロダクトイオン（確認イオン）※１（m／z）
ＰＦＯＳ	499	499	80	99
ＰＦＯＡ	413	413	169	369
ＰＦＨｘＳ	399	399	80	99
13Ｃ４―ＰＦＯＳ※２	503	503	80	99
13Ｃ８―ＰＦＯＳ※２	507	507	80	99
13Ｃ２―ＰＦＯＡ※３	415	415	370	169
13Ｃ４―ＰＦＯＡ※３	417	417	372	169
13Ｃ８―ＰＦＯＡ※３	421	421	376	172
13Ｃ３―ＰＦＨｘＳ※４	402	402	80	99
13Ｃ６―Ｐ	405	405	80	99

ＦＨｘＳ※４				
18Ｏ２―ＰＦＨｘＳ※４	403	403	84	103

※１　プロダクトイオンをモニターイオンとする。

※２　ＰＦＯＳの内部標準物質

※３　ＰＦＯＡの内部標準物質

※４　ＰＦＨｘＳの内部標準物質

５　検量線の作成

混合標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに内部混合標準液を１ml加え、更にメチルアルコールで10ml とする。以下、上記４(2)と同様に操作して、直鎖ＰＦＯＳ、直鎖ＰＦＯＡ及び直鎖ＰＦＨｘＳのピーク面積のみを用いてそれぞれの検量線を作成する。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４(1)及び(2)と同様に操作して試験溶液中のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳの濃度を求め、検量線の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４(1)及び(2)と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　その他

全ての操作において、標準液及び試料と触れる部分にポリテトラフルオロエチレンが使用されている容器を用いないこと。

<table>
<tr>
<td>別添方法１～25　（略）</td>
<td>別添方法１～25　（略）</td>
</tr>
<tr>
<td>別紙１　水質管理目標設定項目の測定精度
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>目標値</th><th>検　査　方　法</th><th>変動係数</th></tr>
<tr><td>１～30</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>31</td><td>削除</td><td>削除</td><td>削除</td><td>削除</td></tr>
</table>
別紙２～３　（略）</td>
<td>別紙１　水質管理目標設定項目の測定精度
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>目標値</th><th>検　査　方　法</th><th>変動係数</th></tr>
<tr><td>１～30</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>31</td><td>ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）</td><td>ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）の量の和として、0.00005 mg／Ｌ以下（暫定）</td><td>固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法</td><td>20%</td></tr>
</table>
別紙２～３　（略）</td>
</tr>
</table>

別添５　水質基準項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の 10 分の１（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出―吸光光度法については４分の１）まで測定すること。この場合において、基準値の 10 分の１（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出―吸光光度法については４分の１）付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項　　目		基準値	検査方法	変動係数
１～19	（略）	（略）	（略）	（略）
20	ペルフルオロ（オクタン―１―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）	0.00005 mg／Ｌ以下	―	―
21～52	（略）	（略）	（略）	（略）

別添５　水質基準項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の 10 分の１（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出―吸光光度法については４分の１）まで測定すること。この場合において、基準値の 10 分の１（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出―吸光光度法については４分の１）付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項　　目		基準値	検査方法	変動係数
１～19	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）				
20～51	（略）	（略）	（略）	（略）